

## 公共調達改革に関する加須市の取組基本方針

平成28年4月1日改定

### 趣 旨

公共調達改革については、全国知事会による「都道府県の公共調達改革に関する指針（平成18年12月18日）」を受け、埼玉県市長会においては「埼玉県市長会公共調達改革骨子（平成19年7月19日）」をまとめ、また、埼玉県、埼玉県市長会、埼玉県町村会により、平成19年8月7日に「公共調達に関する共同宣言」が行われた。

本市では、このような状況を踏まえ、平成22年12月28日に「公共調達改革に関する加須市の取組基本方針」を策定し取り組んできたところである。

そうした中、国においては、現在及び将来にわたる公共工事の適正な施工及び品質の確保とその担い手の確保を目的として、平成26年6月4日に公共工物品質確保法、入札契約適正化法及び建設業法等の改正を行い、平成27年1月30日には、それらの改正による「発注関係事務の運用に関する指針」が国土交通省により策定された。

本市としては、これらを踏まえ今後においても、透明性、競争性、公正性をより確保した上で、良質で安価な社会資本の整備という社会的要請に応えるとともに、地域特性、福祉への貢献などに配慮しつつ確実な改革を引き続き推進することとし、以下の7つの取組基本方針に基づいて、別添「公共調達改革に関する加須市の取組み方針」を進めることとする。

- 1 できる限り競争性を高めること。
- 2 市内業者の育成と受注機会の確保を図ること。
- 3 福祉関連施設等で製作された物品の調達又は役務の提供について、受注機会の確保を図ること。
- 4 入札から契約までの過程及び内容の透明性を確保すること。
- 5 談合その他不正行為の排除を徹底すること。
- 6 公共工事等における品質の確保を図ること。
- 7 職員の意識改革と法令等遵守の徹底を図ること。